

水道料金算定要領

(抜粋)

平成27年2月

公益社団法人 日本水道協会

ま　え　が　き

水道料金は、給水サービスの対価であるから、できるだけ低廉かつ公平でなければならないとともに、地域住民の要求する給水需要が量質ともに充足できるよう適正に定められていなければならない。

したがって、水道事業者は、水道料金の低廉化を図るために事業全般にわたる経営の合理化に最大の努力を傾注すべきであることはいうまでもなく、いやしくも放慢経営に伴う冗費を総括原価に含め、これを使用者の負担に転嫁するようなことは到底許されることではない。

しかし、同時に水道料金は、事業の効率的経営を前提とするかぎり、給水に要する原価を償うものでなければならない。原価を無視した低料金は、水道事業の健全な発展はもとより、現状の維持さえ困難にするばかりでなく、放慢な水使用を助長する結果、給水サービスの全般的な低下を招くこととなるからである。

このような事態を回避又は解決するための最大の要件は、料金の適正化を図ることである。

そして料金が適正であるためには、

第一に、事業の能率的経営を前提とする原価が基礎になっていること。

第二に、総括原価は、単に既存の水道施設を維持するためのものばかりでなく、水道施設の拡充強化のための原価をも含むものであること。

第三に、料金負担の公平の見地から、各使用者の料金は個別原価に基づき算定されているものであること。

が必要である。

この「水道料金算定要領」は以上の原則をもとに、水道料金の具体的算定方法について検討した結論である。

I 水道料金算定要領

策定	昭和42年7月
改定	昭和54年8月
改定	平成9年10月
改定	平成20年3月
改定	平成27年2月

1. 総 則

(1) 本 旨

水道料金の算定にあたっては、水道使用者の公正な利益と水道事業の健全な発達を図り、もって地域住民の福祉の増進に寄与するよう配慮されなければならない。

2. 総括原価

(1) 基本原則

水道料金は、過去の実績及び社会経済情勢の推移に基づく合理的な給水需要予測と、これに対応する施設計画を前提とし、誠実かつ能率的な経営の下における適正な営業費用に、水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費用を加えて算定しなければならない。

なお、受託工事その他の付帯的事業については、当該事業に要する直接費及び間接費を含め、収支相償うよう定められていないなければならない。

(2) 料金算定期間

料金算定期間は、概ね将来の3年から5年を基準とする。

(3) 営業費用

営業費用は、人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費、その他維持管理費の合計額から控除項目の額を控除した額とする。各費用及び控除項目の額の見積りにあたっては、料金算定期間中の事業計画及び経済情勢の推移等を十分に考慮しなければならない。

イ 人 件 費

人件費は、給料、手当、賃金、報酬、法定福利費及び退職給付費（退職手当組合等への負担金を含む。以下「退職給付費等」という。）の合計額とし、過去の実績、職員計画及び給与水準の上昇等を考慮して適正に算定した額とする。

特に、退職給付費等は職員の年齢構成の実態等をもとに合理的に見積もらなければならない。

ロ 薬 品 費

薬品費は、給水計画及び各水源別水質の実態等を考慮して適正に算定した額とする。

ハ 動 力 費

動力費は、地区別需要予測に基づく水道施設の個別稼働計画に準拠して適正に算定した額とする。

ニ 修 繕 費

修繕費は、水道施設の適正な維持を基本とし、過去の実績、事業の特性及び地域の実態等を考慮して適正に算定した額とする。

ホ 受 水 費

受水費は、受水計画に基づき適正に算定した額とする。

ヘ 減価償却費

減価償却費は、料金算定期間中の水道事業償却対象資産の帳簿原価に対し、原則として定額法により算定した額とする。

ト 資産減耗費

資産減耗費は、過去の実績及び水道施設の実態等を考慮して適正に算定した額とする。

チ その他維持管理費

通信運搬費、委託料及び手数料等のその他維持管理費は、過去の実績、将来の事業計画及び個別費用の特質等を勘案して適正に算定した額とする。

リ 控除項目

諸手数料その他事業運営に伴う関連収入は、過去の実績及び将来の事業計画等を考慮して適正に算定した額とする。

(4) 資本費用

資本費用は、支払利息及び施設実体の維持等に必要とされる資産維持費の合計額とする。

イ 支払利息

支払利息は、企業債の利息、取扱諸費及び発行差金償却費並びに一時借入金の利息の合計額とする。

なお、受取利息等関連収入は、これを控除しなければならない。

ロ 資産維持費

資産維持費は、事業の施設実体の維持等のために、施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に充当されるべき額であり、維持すべき資産に適正な率を乗じて算定した額とする。

(5) 経営効率化計画

水道料金の算定にあたっては、事業全般にわたる経営の見直しを行い、経営効率化計画を策定し、これを総括原価に反映させなければならない。

3. 料金体系

(1) 一般原則

イ 個別原価主義

料金は、各使用者群に対して総括原価を各群の個別費用に基づいて配賦し、基本料金と従量料金に区分して設定するものとする。

この場合において設定された料金をもって計算した料金収入額は、総括原価と一致するものでなければならない。

ロ 特別措置

(イ) 各使用者群の基本料金に対しては、生活用水への配慮及び給水需給の実情等から必要がある場合には、資本費用の一部を配賦しない等その料金の軽減措置を講ずることができる。

(ロ) 従量料金については、給水需給の実情等により適當な区画を設けて、過増又は過減料金制をとることができる。

(2) 経過措置

本算定方式の実施にあたっては、急激な変動を緩和するため適當な経過措置を講ずることができる。なお、用途別料金及び基本水量を付与する料金は、料金の激変を招かないよう漸進的に解消するものとし、経過的に存置することはやむを得ない。

II 説 明 資 料

1. 基本原則

水道料金は、水道使用者の公正な利益と水道事業の健全な発展が図りうるよう適正に定めなければならない。

水道使用者の公正な利益は、いうまでもなく、十分にして良質の給水サービスが公平かつ低廉に供給されることである。

しかし、十分、かつ良質の給水サービスの低廉供給ということは、水道事業の健全な発展が前提要件でなければならない。水道事業の経営が放漫であったり、施設の維持管理が適切に行われない場合には、給水サービスは量的にも質的にも低下するばかりでなく、そこでは低廉な供給は到底期待できないからである。したがって、経営効率化に向けた不断の努力と施設の計画的な建設、改良、再構築の実施が不可欠である。そのためには、各水道事業者の実情に対応した中長期的な視野に立った経営の基本計画を策定し、これに基づく計画的な取組を推進する必要がある。

また、水道事業においては、社会経済の進展に伴って、質的に高度化することが求められている。したがって、水道料金は単に既存の施設による給水のための原価を償うだけではなく、施設の建設、改良、再構築が可能であるように財政的基盤の強化を図りうるものでなければならない。資産維持費が当然総括原価の構成要素とされるゆえんである。

2. 総括原価

(1) 原則

料金算定期間中における料金総収入額は、適正な原価に基づき算定されなければならない。この場合の原価は、営業費用のほか資本費用をも含むものであり、これが通常、総括原価といわれるところから、料金総収入額は、総括原価に等しいものとして決定される。

総括原価の内容としての営業費用は、誠実かつ能率的な経営を基本として算定されなければならない。また、資本費用は事業の健全な運営が確保できるものでなければならない。

総括原価の算定にあたっては、特に、期間的な負担の公平が保たれるよう配慮されなければならない。

(2) 給水需要予測と施設計画

イ 給水需要の予測

給水需要は、総括原価の基礎となるものであるから、過去の実績、地域の特性及び社会経済の動向等を十分に勘案して、適正に予測されなければならない。給水需要に影響する主な要因としては、人口、生活水準、都市産業構造等が考えられる。したがって、将来の給水需要の予測にあたっては、過去の実績、都市計画、地域経済計画等を勘案して、人口や産業経済の動向を想定するとともに、上記要因が実績数値に基づき、各都市において給水需要の推移とどのような相関関係にあったかを、あらかじめ把握しておくことが必要であり、これらが総合勘案されなければならないのである。

また、給水需要の予測は、各個料金決定との関連があるので、必要に応じ使用者群及び使用水量区画ごとに行うものとする。

なお、従量料金について新たに逓増制とする場合、又は、逓増の度合いを強める場合には、高率料金適用の使用水量は相対的に低下を免れ得ないので、予定需要量が過大とならないよう、逓増度の影響について考慮する必要がある。

ロ 施設計画の策定

水道施設の建設改良計画は、必要な水源を確保し、施設が地域的にも時期的にも適切な水需給

のバランスが確保できるものでなければならず、また、質的な面における需要にも応えていくものでなければならない。

したがって、給水需要と施設能力に乖離が生じている場合、あるいは、渇水・震災等への対策が強く求められている場合には、適正な施設計画に基づいて施設能力の適正化を図っていく必要がある。この場合、施設計画の適正規模は、給水需給の実情、各施策への水道使用者の要望、水源確保の状況、財源調達に伴う金利負担及び事業の財政状態等を総合的に勘案のうえ決定されなければならない。

(3) 付帯的事業収支

水道料金は、給水サービスの供給に要する原価を基礎として算定されるので、これに関係のない受託事業その他の付帯的事業に要する経費は総括原価に含めるべきではない。これらの経費は、当該事業によって利益を受ける特定者が当然負担しなければならない。

ただし、給水普及促進等のため特に給水工事等について使用者に対し無差別に所要経費の減免を行っている場合には、その範囲で、総括原価に含めることは差し支えない。

(4) 料金算定期間

水道料金は、使用者の日常生活に密着しているので、できるだけ長期にわたり安定的に維持されることが望ましい。また、長期化することにより経営効率化や施設計画を計画的に実施し料金の低廉化に努めるべきである。しかし、余りにも長期の算定期間をとることは経済の推移、需要の動向等、不確定な要素を多く含むこととなるばかりでなく、期間的な負担の公平を無視することとなるので適当とはいえない。

料金算定期間は、料金の安定性、期間的負担の公平、原価把握の妥当性及び水道事業者の経営責任の面など諸々の要素を考慮してみると概ね将来の3年から5年を基準に設定することが妥当であると考えられる。

また、一定の算定期間をとって料金を定め又は改定したのち、予想できなかった事業計画の変更や物価の変動等財政に大きな影響を及ぼす事情が生じた場合には、財政の健全化及び料金負担の公平化の見地から料金算定期間中であっても、適時適切な料金改定が必要である。

(5) 営業費用

イ 営業費用の範囲

営業費用は、既存の水道施設（料金算定期間に新たに稼働するものを含む。）を維持管理していくために必要とされる費用であって、その内容は施設機能別には原水、浄水、配給水及び一般管理業務の各部門費用からなり、費用の性質別には、人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、通信運搬費、資産減耗費、委託料及び手数料等から構成される。

営業費用は、性質別に算定のうえ原水、浄水、配給水及び一般管理業務の各部門費用に整理集計するものとする。

なお、手数料等の関連収入は、これを控除しなければならない。ただし、補助金等により取得し又は改造した資産の償却に伴い収益化する長期前受金戻入額（以下「長期前受金戻入額」という。）については、必ずしもこの限りではない。

ロ 控除項目の控除方法

控除項目は、施設部門別費目の分類に対応せしめ、特定費目に直接関連の認められるものは当該費目から直接控除するものとし、他は営業費用の総額に対する当該費目の額の比により按分のうえ控除するものとする。ただし、控除項目の額が軽微な場合には、その全額を一般管理業務部門費から控除することができる。受取利息等資本費用にかかる関連収入も微額の場合には、これと同様に処理することができるものとする。

なお、関連収入は、特に必要が認められる場合を除き、固定費用に対応するものとみなし、各部門別費目のうち、固定的部分から優先的に控除するものとする。

ハ 営業費用の算定

営業費用の算定にあたっては誠実かつ能率的な経営を基本とし、全般的な事業計画及び経済情勢の推移等を十分に考慮しなければならない。

なお、全般的な事業計画は、給水計画、建設改良計画、財源計画、修繕計画及び職員計画等のすべての経営諸計画を含むものであり、経済情勢の推移は主として人件費及び物件費の動向をさすものである。

(イ) 人 件 費

人件費は、給料、手当、賃金、報酬、法定福利費及び退職給付費等の合計額とし、計画期間中の所要人員に1人当たりの平均所要額を乗じて算定した額とする。

所要人員の見積りは、職員計画をもとに施設部門別に細分して行うものとし、この場合、職員計画は事業の性質及び経済効率等を十分勘案して策定しなければならない。

1人当たりの平均所要額は、職員の年齢構成等を考慮して年次昇給に伴う平均給与額の上昇のほか、経済情勢の推移に伴うベースアップについても、過去の実績等をもとに最低限度見込むものとする。なお、経営合理化計画との関連から、労働生産性の上昇が明らかに期待できる場合には、必要に応じこれをベースアップの中に含めて見込むことができる。

退職給付費は、料金負担の期間的公平を図る見地から単に料金算定期間中の支払所要額を基準とすることなく、退職給付引当金制度を前提として算定するものとする。

(ロ) 薬 品 費

薬品費は、料金算定期間中の総水量に1立方メートル当たりの薬品費を乗じて適正に算出した額とする。

この場合、水源が多岐にわたり水質が著しく異なるときは、水源別に単価の見積りを行うものとする。

なお、所要薬品の単価の見積りにあたっては、料金算定期間内の物価変動を適切に見込む必要がある。

(ハ) 動 力 費

動力費は、施設の個別稼働計画をもとに契約電力量及び使用電力量を予定し、これに電力単価を乗じて適正に算出した額とする。

動力源として、電力以外のものを使用している場合における動力費の算定は、上記に準じて適正に行うものとする。

なお、動力単価の見積りにあたっては、料金算定期間内の電力料金の変動を適切に見込む必要がある。

(ニ) 修 繕 費

修繕費は、稼働固定資産の取得価格（再評価している場合には再評価価格）に対し、標準的経費係数を乗じて得た額から、人件費その他途営業費用に算入される費用の額を控除して適正に算出した額とする。ただし、標準的経費係数の見積りが著しく困難な場合にあっては個別施設ごとの修繕費を予定し、これを積算して算出することができるものとする。

稼働固定資産の取得価格は、固定資産の総取得価格から、土地その他の非償却資産の額、無形固定資産の額を控除した額であって各年度の平均額として算定するものとする。

標準的経費係数は、施設の実体維持を基本とし、過去の実績ばかりでなく、施設の態様、雪害や道路交通事情等の自然的・社会的諸条件を総合勘案のうえ施設部門別に適正に見積もるものとする。この場合施設部門別の見積りが困難なときは、例えば稼働固定資産総額に対し3%というように総合率を探る方法も考えられる。

また、積み上げ方式により修繕費の算定を行う場合にあっても施設の実体維持を基本とし過去の実績その他自然的、社会的諸条件を十分考慮して適正に見積もる必要があることはいうま

でもない。

(ホ) 受水費

受水費は受水計画に基づき適正に算定した額とする。

原水又は浄水の受水に伴う経費の負担方式としては、負担金方式、契約単価による買水方式等の方法があるので、受水費は、負担金方式による場合には適正な負担金の額とし、買水方式による場合には、受水量に契約単価を乗じて適正に算出した額とする。

なお、受水費の算定がいずれの方法で行われる場合であっても、受水量は、給水需給計画に基づき適正に見積もるとともに、将来需要を把握した上で適正化を進めていく必要がある。

(ヘ) 減価償却費

減価償却費は、料金算定期間中の償却資産の取得価格に対し、定額法により算出した額とする。ただし、定率法を採用している場合には、これによることを妨げない。

この場合において耐用年数及び残存価格等は、地方公営企業法の定めるところによる。

償却資産は、実体資本維持の観点から、配水管、量水器等可能な範囲で取替資産として処理することが望ましい。この場合、新規に組み入れられる取替資産の減価償却は、その取得価格の100分の50に達するまで行うものとする。

償却資産を含むすべての固定資産は、当該資産の用役性を基礎として適正に評価されなければならない。したがって、例えば、旧施設の撤去に要する費用、負担金及び補償金等であって、資産の用役性に関連のない経費、又は収益的支出と共通する事務諸経費等で軽微なものは収益的支出として処理し、固定資産の取得価格には含めないことが妥当である。

なお、償却資産の範囲については、配水管の埋設用地、ダム築造に伴う水没用地等は、本来、永久資産としての土地の効用が失われることとなるので、これらについては、将来の問題としては償却資産に含める方向で検討するべきであると考えられる。

(ト) 資産減耗費

資産減耗費は、過去の実績及び施設の実態等を考慮して適正に算定した額とする。

資産減耗費の内容は、除却費とたな卸資産減耗費の二つに大別できるが、前者については、実体資本の維持及び期間的負担の公平の見地から、特別の事由がある場合を除き、各年度の除却額を長期的な除却計画に基づき見積もるものとし、後者については、過去の実績及び事業計画等をもとに、たな卸資産の年次別適正保有量を見積もり、算定するものとする。

(チ) その他維持管理費

通信運搬費、委託料及び手数料等上記(イ)から(ト)までに含まれない営業費用は、その他維持管理費とし個々の費目ごとに数量又は規模を予定し、これに適正な単価又は率を乗じて算出した額とする。

個別費用にかかる数量又は規模は、過去の実績、全般的事業計画等を考慮して適正に見積らなければならない。

なお、単価の見積りにあたっては、料金算定期間内の物価変動を適切に見込む必要がある。

(リ) 控除項目

諸手数料その他事業運営に伴う関連収入は、性質別に数量又は規模を見積もり、これに収入単価又は収入率を乗じて適正に算出した額とする。

各収益项目的数量・規模及び単価・率の見積りにあたっては、過去の実績、全般的事業計画及び経済の推移等を十分に勘案しなければならない。

なお、長期前受金戻入額については、原則として控除項目には含めないものとする。

(6) 資本費用

資本費用は、支払利息及び資産維持費の合計額とする。

資本費用の算定方式としては、通常、レート・ベース方式と積み上げ方式の二つが考えられてお

り、一般の公益事業料金の決定においては、このうちレート・ベース方式が他の企業との利潤率の均衡を保たせることにより内部資金の調達を可能にし、また、料金の平準化を保障し、あわせて経営効率の向上を促す意味から、より妥当であるとされている。

しかしながら、水道事業においては資本調達の方途について制約を受けていること等の事由により、資産基準により資本費用の算定を行ういわゆるレート・ベース方式の採用は、当面、困難な実情にある。

このため、資本費用については、支払利息及び資産維持費の合計額として、積み上げ方式により算定することとし、資産維持費についてはレート・ベース方式の利点を生かした方式により算定することとしたものである。

なお、受取利息等関連収入は、原則として、支払利息から直接控除するものとするが、微額の場合は、営業費用の一般管理業務部門費から、控除することができる。

資本費用の施設部門別配賦は、特定施設ごとの建設資金源等のいかんにかかわらず、部門別資産の帳簿価格の比により行うものとする。

イ 支 払 利 息

支払利息は、企業債の利息、取扱諸費及び発行差金償却費並びに一時借入金の利息の合計額とする。

企業債の支払利息の額は、既定債については、既定の起債条件により算出するものとし、新規債については、直近の起債条件をもとに適正に算出するものとする。

一時借入金の利息は、過去の実績、事業計画及び将来の金融諸事情等を勘案して、総合的資金運用計画を策定のうえ借入予定額に対し適正な利率を乗じて算定しなければならない。

なお、建設利息については、施設稼働後固定資産に組み入れられ、減価償却費として総括原価に算入されることになる。

ロ 資 産 維 持 費

資産維持費は、給水サービス水準の維持向上及び施設実体の維持のために、事業内に再投資されるべき額であり、実体資本の維持及び使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、総括原価に含める額は次により計算された範囲内とし、その内容は施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に必要な所要額とする。

資産維持費＝対象資産×資産維持率

ここで、

(イ) 対象資産は、償却資産額の料金算定期間期首及び期末の平均残高とし、遊休資産を除くなど将来的にも維持すべきと判断される償却資産とする。

(ロ) 資産維持率は、今後の更新・再構築を円滑に推進し、永続的な給水サービスの提供を確保できる水準として3%を標準とし、各水道事業者の創設時期や施設の更新状況を勘案して決定するものとする。

ただし、標準的な資産維持率により難いときは、各水道事業者における長期的な施設整備・更新計画及び財政計画等を踏まえて計画的な自己資本の充実を図るため、料金算定期間の期末における中間的な自己資本構成比率の目標値を達成するための所要額を資産維持費として計上できるものとする。

(7) 経営効率化計画

水道事業者は水道料金の低廉化を図るため、経営効率化に最大の努力を傾注すべきである。そのため、水道料金の算定にあたっては、経営効率化計画を策定し、これに基づく効率化目標額を総括原価の内容である営業費用及び資本費用に適正に反映させなければならない。

(8) 累積赤字等の措置

累積赤字は、適時適切な料金改定により発生を抑制すべきであり、本来総括原価に含めるべき性質のものではないが、諸般の事情から、すでに欠損金又は不良債務が生じ、長期的にその解消の見込みが立たない場合には、料金の期間的公平性が損なわれない範囲で、これを総括原価に含めることはやむを得ない。

3. 料金体系

(1) 原則

水道料金は使用者間に不当な差別的取扱いをするものであってはならない。このため、料金は、個々の給水に要する個別原価に基づき設定するものとする。個別原価主義を基調とする料金は、個々の給水原価に準拠するが故に、客観的公平が確保できるのである。

(2) 定義

イ 基本料金

基本料金は、各使用者が水使用の有無にかかわらず徴収される料金である。

ロ 従量料金

従量料金は、実使用水量に単位水量当たりの価格を乗じて算定し徴収される料金である。

ハ 需要家費

需要家費は、検針・集金関係費、量水器関係諸費等主として需要家の存在により発生する費用である。

ニ 固定費

固定費は、営業費用及び資本費用の大部分であって、給水量の多寡には関係なく水道施設を適正に維持していくために固定的に必要とされる費用のうち、需要家費に属するものを控除したものである。

ホ 変動費

変動費は、薬品費、動力費及び受水費並びに需要家費又は固定費に属さないその他の費用であって、概ね給水量の増減に比例する費用である。

(3) 個別原価計算基準

イ 基本的考え方

計算方式のもっとも極端なものとしては、総括原価のうち、需要家費及び固定費の全額を準備料金とし、変動費を水量料金とするものが考えられる。しかし、かかる方式は、基本料金が著しく高額となり料金制度そのものとしても問題があるとともに、水道事業における生活用水の低廉な確保という料金設定の原則にももととなる。

また、水道事業では、原浄水の貯留がある程度可能であるので、固定費全額が各使用者の需要の特性に比例するとみることは、必ずしも適當ではない。したがって、固定費のうち、比較的各使用者の需要の特性に比例するもの及び需要家費を準備料金とすることが妥当である。

注記：① 準備料金は、使用水量とは関係なく水道事業が給水準備のために必要な原価として各使用者に対し徴収する料金であって、その額は基本料金の額と一致するものである。

② 水量料金は、各使用者の使用水量に対応して必要とされる原価として給水量単位あたりに配賦される原価であり、その額は従量料金の額と一致するものである。

ロ 使用者群の区分

各使用者群は、給水管の口径別（量水器口径）により適當な段階に区分して設定するものとする。ただし一時使用等これによることが適當でない場合には別途使用者群を設定することができるものとする。

ハ 従量料金

従量料金は、使用者群の差異にかかわらず均一料金制とする。

ニ 総括原価の分解及び配賦

総括原価は需要家費、固定費及び変動費の三費目に分解し、次の基準により準備料金及び水量料金に配賦する。

(イ) 需要家費

需要家費は、全額を準備料金として基本料金に配賦するものとし、各使用者に対する配賦基準は次のとおりとする。

① 需要家費のうち検針・集金関係経費等各使用者について均等に要する費用は各使用者に対し、均等に配賦する。

② 量水器関係諸費は、量水器の取得価格に比例して差別配賦とする。

(ロ) 固定費

固定費は、準備料金と水量料金に配分のうえ、準備料金に配分された額については、各使用者群の需要の特性に基づき差別配賦とし、水量料金に配分された額は、給水量1立方メートルあたり均等に配賦する。

この場合、固定費の配分及び準備料金に配分された固定費の配賦の基準は、次に掲げるもののなかから各事業の実態等を勘案して、適宜選択するものとする。

① 固定費の配分基準

(i) 固定費総額に対し、最大給水量に対する最大給水量と平均給水量の差の比率を乗じて得た額を準備料金とし残余の固定費を水量料金とする方法

(ii) 固定費総額に対して、浄水施設能力に対する浄水施設能力と平均給水量の差の比率を乗じて得た額を準備料金とし残余の固定費を水量料金とする方法

(iii) 固定費総額に対して、浄水施設能力に対する浄水施設能力と最大給水量の差の比率を乗じて得た額を準備料金とし残余の固定費を水量料金とする方法

(iv) 固定費総額のうち、配給水部門費を準備料金とし他は水量料金とする方法

② 準備料金の配賦基準

(i) 理論流量比と地域の使用実態等を考慮して配賦する方法

(ii) 理論流量比と断面積比を考慮して配賦する方法

(iii) 理論流量比と最大給水日又は最大給水時間における各使用者群の結合需要の比を考慮して配賦する方法

注記：固定費の各使用者群に対する配賦基準として理想的な方法は、最大給水日又は最大給水時間における各使用者の結合需要の比により配賦する方法である。しかし、今日、各事業においては、これらについて明確な実績を把握することは困難な実情にある。

(ハ) 変動費

変動費は、全額を水量料金として均一に配賦する。

ホ 特別措置

原価の配賦にあたり、生活用水に対する配慮及び給水需給の実態等から、必要がある場合には、次の特別措置を講ずることができるものとする。

(イ) 基本料金の軽減措置

準備料金としての基本料金に対する需要家費及び固定費の配賦にあたっては、資本費用を控除又は軽減して配賦することができる。

(ロ) 従量料金の差別料金制

多量使用を抑制し、又は促進するため、従量料金については遅増又は遅減制とすることがで

きる。

なお、この場合にあっても、料金と原価との関係を明確にするため、調整した費用は、性質別又は部門別に明らかにしておくべきである。

(4) 個別原価計算基準修正措置

イ 修正措置の目的

個別原価計算基準により算定した結果によると、前記(3)ホの特別措置を講じても、基本料金が現行料金をかなり上回るため直ちに実施することが困難な事業もあると考えられる。したがって、基本料金のより低廉化を図るために経過的な修正措置を講じることも考えられるが、水道事業の運営に支障をきたすことのないよう留意する必要がある。

なお、修正措置の一般的基準を例示すれば、概ね次のとおりである。

ロ 修 正 措 置

固定費の一部を準備料金に配賦する場合における配分基準は次に掲げる基準から各事業の実態に応じ適宜選択するものとする。

- (イ) 前記ニ(ロ)の①により算定した額から資本費用のほか、減価償却費を控除して得た額
- (ロ) 上記(イ)により算定した額から一般管理業務部門費を控除して得た額
- (ハ) 上記(ロ)により算定した額から原浄水部門費を控除して得た額

(5) 特殊使用に対する料金

特定時期に使用が偏る観光地のホテルや別荘などにおける特殊な使用形態での水道水使用については、通常極めて特異な負荷を示すことになるので、最大需要の発生原因となる使用形態に対するピーク責任等を考慮した料金制度の検討が必要と考える。